

開業医共済協同組合定款 新旧対照表

(下線が変更部分)

新	旧	備考
<p>(地 区)</p> <p>第3条 本組合の地区は、青森県、福島県、新潟県、福井県、長野県、鳥取県、岡山県、山口県、大分県<u>及び鹿児島県</u>の区域とする。</p>	<p>(地 区)</p> <p>第3条 本組合の地区は、青森県、福島県、新潟県、福井県、長野県、鳥取県、岡山県、山口県<u>及び</u>大分県の区域とする。</p>	<p>(変更)</p>